

令和2年度 東部地区 各種講習会計画 11月分（広島会場及び志和教習所でも開催されています。）

詳細は当協会ホームページ <http://www.hirokenk.or.jp/> をご覧ください。（公社）広島県労働基準協会尾道支部／電話 0848-22-3432・Fax22-3444

種 類	開催予定日	予定会場 (学科) (日付)	予定会場 (実技) (日付)	受講料込 (円)	テキスト代/込 (円)	受講対象の作業・作業場又は受講資格
乾燥設備作業主任者 (3日=15時間教育)	16~18	福山教習所 (16~18)	なし	14,300	1,540	安衛法施工令第6条8号抜粋に掲げる設備による物の加熱乾燥の作業乾燥設備のうち、危険物等に係る設備で内容積が1m <sup>3</sup> 以上のもの乾燥設備以外で熱源として燃料を使用するもの(固体燃料10kg/時、液体燃料10ℓ/時、気体燃料1立法m/時、10kW/定格消費電力で詳細は別途
はい作業主任者 (2日=12時間教育)	26・27	福山教習所 (26・27)	なし	11,000	1,595	高さが2m以上のはい(倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷(小麦、大豆、鉱石等のばら物の荷を除く)の集団をいう)のはい付け又ははいくずしの作業(荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く)
特定化学物質及び四アルキ ル鉛等作業主任者 (2日=13時間教育)	30・12/1	福山教習所 (30・12/1)	なし	11,000	1,980	特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業及び四アルキル鉛等業務に係る作業(安衛令第6条18,20号別表第3,5)
石綿作業主任者 (2日=10時間教育)	9・10	福山教習所 (9・10)	なし	11,000	1,980	石綿若しくは石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他のものを取り扱う作業(試験研究のため取り扱う作業を除く)または石綿等を試験研究のため製造する作業(安衛令第6条23号抜粋)
床上操作式クレーン運転 A区分(3日=20時間教育) B区分(4日=17時間教育)	4~10	福山教習所 (4・5)	福山教習所 (6・9・10)	A 25,300 B 23,100	1,705	つり上げ荷重が5t以上の床上操作式クレーン運転の業務(安衛令第20条6号)
ガス溶接 (2日=13時間教育)	5・6	福山教習所 (5)	福山教習所 (6)	9,900	880	可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務 (安衛令第20条10号、安衛則第79条、別表第6)
フォークリフト運転 A区分(4日=35時間教育) B区分(4日=31時間教育) C区分(2日=15時間教育)	4~11 20~27	福山教習所 (4) 福山教習所 (20)	福山教習所 (5~7)(9~11) 福山教習所 (24~26)	A 33,000 B 27,500 C 16,500	1,650	最大荷重が1t以上のフォークリフト運転業務 (安衛令第20条11号)
玉掛け A区分(3日=19時間教育) B区分(3日=18時間教育) C区分(3日=15時間教育)	17~20 19~27 30~12/4	尾道市農村環境 改善センター(17・18) 福山教習所 (19・20) 地域地場産業振興 センター(30・12/1)	福山教習所 (19・20) 福山教習所 (24・25・26・27) 福山教習所 (2・3・4)	A 20,900 B 19,800 C 18,700	1,650	制限荷重が1t以上の揚荷装置、又はつり上荷重が1t以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務(安衛令第20条16号)
高所作業車運転 B区分(2日=14時間教育) C区分(2日=12時間教育)	11~13	福山教習所 (11)	福山教習所 (12)(13)	B 25,300 C 23,100	1,880	作業床の高さが10メートル以上の高所作業車の運転(道路上を走行させる運転を除く)の業務 (安衛令第20条15号)

備考：申込は尾道支部／電話 0848-22-3432／FAX 0848-22-3444／メール onokyo100@hirokenk.or.jp で受付いたします(各支部分含む)

種 類	開催予定日	予定会場 (学科)(日付)	予定会場 (実技)(日付)	受講料込 (円)	テキスト代/込 (円)	受講対象の作業・作業場又は受講資格
自由研削用と 石取替え等業務 (1日=6時間教育)	18	福山教習所 (18)	福山教習所 (18)	会員 8,800 一般 12,100	1,320	自由研削用といしりの取替え又は取替え時の試運転の業務 (安衛則第36条第1号抜粋、特別教育規定第2条抜粋)
アーク溶接等業務 学科・実技3日=21時間教育	10~12	福山教習所 (10・11)	福山教習所 (11・12)	会員 18,700 一般 22,000	1,100	アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断の業務 (安衛則第36条第3号抜粋)
クレーン運転業務 (2日=13時間教育)	12・13	福山教習所 (12)	福山教習所 (13)	会員 14,300 一般 17,600	1,705	つり上げ荷重が5t未満のクレーン運転の業務、つり上げ荷重が5t以上の跨線テルハ運転の業務 (安衛則第36条第15号)
	27・30	福山教習所 (27)	福山教習所 (19)			
高圧電気取扱業務 (2日=11時間教育)	16・17	福山教習所 (16・17)	なし 各事業所で15時間以上必要	会員 8,800 一般 12,100	1,430	高圧、若しくは特別高圧の充電電路若しくは当該充電電路の支持物の敷設、点検、修理若しくは操作の業務 (労働安全衛生規則第36条第4号)
足場の組立等特別教育 (1日=6時間教育)	2	福山教習所 (2)	なし	会員 6,600 一般 9,900	815	足場の組立、解体又は変更の作業に係る業務 (地上又は強固な床における補助作業の業務を除く)
職長等教育 2日=12時間	24・25	福山教習所 (24・25)	なし	会員 14,300 一般 17,600	880 (職長)	新たにづくことになった職長、班長、組長、その他の作業中の労働者を直接指揮または監督する者 (安衛法第60条、施行令第19条、安衛則第40条) (安全・衛生責任者 法第60条3号)
職長・安全衛生責任者教育 (2日=14時間)					880(職長) 660(安責)	上記内容と建設工事現場において請負契約関係にある事業者が同一の場所で相関連して一つの仕事を行う場合は、関係請負人により安全衛生責任者を選任すること
フォークリフト運転業務 従事者安全衛生教育 (1日=6時間教育)	9	福山教習所 (9)	なし	会員 6,600 一般 9,900	1,705	フォークリフト運転技能講習資格修得後5年以上経過した者、または前回教育受講後5年以上経過した者を対象とした労働省通達による技能向上教育です。 (労働安全衛生法第60条の2第2項)
玉掛け業務従事者 安全衛生教育 (1日=5時間教育)	26	福山教習所 (26)	なし	会員 6,600 一般 9,900	1,782	玉掛け技能講習資格修得後5年以上経過した者、または前回教育受講後5年以上経過した者を対象とした労働省通達による技能向上教育です。 (労働安全衛生法第60条の2第2項)
危険予知訓練研修 (1日=7時間教育)	2	福山教習所 (2)	なし	会員 7,700 一般 11,000	770	危険を予知・予測し、未然に災害を防止する手法を学習する講習会で、多くの事業場で活用されています。 管理監督者、現場従事者などが対象です。
	13	福山教習所 (13)				
安全衛生推進者養成講習 (2日=10時間教育)	24・25	福山教習所 (24・25)	なし	11,000	1,430	常時10人以上50人未満の労働者を使用する対象事業場に選任必要(安衛法第12条の2安衛則第12条の2)

備考：申込は尾道支部／電話 0848-22-3432／FAX 0848-22-3444／メール onokyo100@hirokenk.or.jp で受付いたします（各支部分含む）

種 類	開催予定日	予定会場 (学科) (日付)	予定会場 (実技) (日付)	受講料込 (円)	テキスト代/込 (円)	受講対象の作業・作業場又は受講資格
第1種衛生管理者 受験準備講習 (3日=21時間教育)	7~9	地域地場産業振興 センター (25~27)	なし	会員 20,900 一般 24,200	4,400(必須) 2,200(問題集 希望者)	常時 50 人以上の労働者を使用する事業場は、その業種の区分に応じて、衛生管理者を選任しなければなりません。安衛法第 12 条) 第 1 種衛生管理者の必要な業種
第 2 種衛生管理者 受験準備講習 (2日=14時間教育)	7・9	地域地場産業振興 センター (25・27)	なし	会員 18,700 一般 22,000	3,080 (必須) 1,760 問題集 希望者)	①農林畜産業、鉱業、建設業、製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、運送業、自動車整備業、機械修理業、医療業及び清掃業 第 2 種衛生管理者の必要な業種 上記①以外の業種

備考：申込は尾道支部／電話 0848-22-3432／FAX 0848-22-3444／メール onokyo100@hirokenk.or.jp で受付いたします (各支部分含む)